

ご案内

1. 令和3年度「第58回霧島自治会総会」開催

- ・4月10日(土)午前9時30分から和知川原公民館において、令和3年度第58回霧島自治会総会が開催されました。
- ・令和2年度事業報告並びに収支決算報告、令和3年度事業計画案並びに収支予算案等すべて賛成多数により可決されました。
- ・総会終了後に、新たな取り組みとして新班長さんを対象に「班長研修」を実施しました。内容としては、自治会のこと(班長の役割)や中央西地域の概要(避難施設など)についてです。



2. 令和3年度自治会役員体制について

- ・4月より下記の役員で運営させていただきますので、何卒よろしくお願いたします。

役職	氏名	備考	役職	氏名	備考
会長	月野 将義	(分別大使)	理事	酒井 佑介	
副会長	矢野 義博	(分別大使)	理事	乗峯 勝秀	(民生委員・児童委員)
副会長	鈴木 和彦		理事	門田 幸一	D'クラディア宮崎 コトブルク選出
会計	松下 俊一				
理事	海野 周二		監事	川野 道生	
理事	最上川 ゆか		監事	曾木 朱美	

3. 「霧島子ども会」の会員を募集しています

- ・霧島自治会加入世帯の小学校1年生から6年生までの子どもさんが対象です。
- ・年間の活動は、例年、歓迎会、環境美化活動、夏休みラジオ体操、夏季キャンプ、敬老祝賀会、ハロウィン、餅つき大会、お別れ会など盛りだくさんの活動を行っています。
- ・まだ入会されていない子どもさんの新規入会をお待ちしています(途中入会も大歓迎!)。 ※入会を希望される方は自治会長まで...ご連絡をお待ちしております。



4. 防災に関すること

①地域防災リーダー育成推進事業について

中央西地域内では、既に40名強の方がこの事業を活用し防災士の資格を取得しています。

- ・宮崎市では地域防災力向上を推進するため、防災士の「資格認証登録料5千円」の補助に加えて、「受講料3千円」を助成しています。但し、この助成を受けるためには自治会からの推薦が必要となりますので、助成を希望される方は自治会長まで連絡をお願いします。
- ・防災士の受験を希望される方には、別途、宮崎市地域安全課防災係より詳細のご案内がありますので防災士資格取得にチャレンジしていただき、地域の防災力向上にご尽力いただければと思います。

②津波避難ビルについて

- ・宮崎市では津波から一時的に避難する、鉄筋コンクリート造りの高い建物(ビル、マンションなど)の施設管理者と協定を締結し、「津波避難ビル」として宮崎市が指定しています。
- ・この指定された津波避難ビルは、緊急時は建物に侵入しても問題はないとのこと。

宮崎市から配布の災害関係の資料は、各ご家庭で大切に保管してください！

<風水害時の指定避難所> 令和3年配布の宮崎市洪水ハザードマップ(15頁)に記載されています。
<津波避難ビル> 宮崎市津波ハザードマップ(平成25年12月作成の11頁)に記載されています。

トピックス

■新型コロナウイルス感染症特集（出典：宮崎県HP）

①『レベル2（特別警報）』発令中 “県内でクラスター発生”
・県内の感染者は2,136人（4月25日16時現在）

3月、4月は
感染拡大防止強化月間

具体的な行動要請

項目	3/8～3/21	3/22～当面の間（※1）
県外との往来	感染状況により判断	継続
会食	「宮崎モデル」の徹底	継続
イベント	国基準（※2）を準用	継続
高齢者施設、障がい者施設の面会	感染症対策を徹底の上、人数・時間を最小限で	継続
高齢者、基礎疾患がある方、高齢者施設・障がい者施設・医療機関従事者	会食は、家族などいつも一緒にいる身近な人と	継続

※1 今後の状況により適宜見直しを行う

※2 イベントに関する国基準の概要

○大声での歓声・声援等あり：収容数50%以内

○大声での歓声・声援等なし：収容数100%以内

人の移動が多い4月は特に注意を！

②注意すべき県外の地域

<往来自粛の対象地域（感染拡大地域等）> ・太字：緊急事態宣言（4/25～） ・下線：まん延防止等重点措置

宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、愛媛県、沖縄県

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」の対象地域と感染拡大地域（「直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者数15人以上」の都道府県が対象）

<感染流行地域>

北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県

感染流行地域への往来については、必要性を十分に判断した上で慎重な行動をお願いします。（直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者数5人以上15人未満の都道府県が対象）

<感染注意地域> 感染注意地域の往来については、感染防止に十分な注意をお願いします。
・秋田県、大分県、鹿児島県（同上の条件で：新規感染者数2.5人以上5人未満の都道府県が対象）

③感染再拡大（リバウンド）を防ぐために

全国的に第4波が急拡大する中、県外から感染が持ち込まれるリスクが高まっています。
県内での感染再拡大を防ぎ、円滑なワクチン接種をすすめるためには、今が正念場です。
更なる感染防止の徹底をお願いします。



- 感染を迅速に察知し封じ込めることが大切です。
ささいな風邪の症状でも、すぐに身近な医療機関を受診してください。
（できる限り出勤や外出は控えて）



- 「第4波」が強く懸念されるため、次の点には厳重な注意をお願いします。
 - ・感染拡大地域での飲食
 - ・感染拡大地域をはじめ県外から転勤や引越等で来県された方との会食など

その他

◇ ご意見やご質問がありましたら、自治会長（月野 将義）まで、いつでも遠慮なく
連絡をお願い致します。

・電話 090-9600-5038

・LINE masayoshi_tukino

・e-mail putikome@yahoo.co.jp